

令和 7 年 6 月 5 日

令和 7 年第 3 回
宮代町議会定例会議案書
(追加議案分)

議案第 4 1 号

議案第 4 2 号

議案第 4 3 号

議案番号	件 名 等	頁
議案第 4 1 号	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 4 2 号	宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第 4 3 号	令和 7 年度宮代町一般会計補正予算（第 2 号）について	5

議案第 4 1 号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成１０年宮代町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中

「 選挙長 １０，８００円
投票所の投票管理者 １２，８００円
期日前投票所の投票管理者 １日につき１１，３００円
開票管理者 １０，８００円
投票所の投票立会人 １０，９００円
期日前投票所の投票立会人 １日につき９，６００円
開票立会人 ８，９００円
選挙立会人 ８，９００円 」を

「 選挙長 １２，２００円
投票所の投票管理者 １４，５００円
期日前投票所の投票管理者 １日につき１２，８００円
開票管理者 １２，２００円
投票所の投票立会人 １２，４００円
期日前投票所の投票立会人 １日につき１０，９００円
開票立会人 １０，１００円
選挙立会人 １０，１００円 」に改め、同条第２

項中

「 選挙長 ５，４００円
選挙立会人 ４，４５０円 」を

「 選挙長 ６，１００円
選挙立会人 ５，０５０円 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（令和2年宮代町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町議会議員及び宮代町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第43号

令和7年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について

令和7年度宮代町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年6月5日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

物価高騰対策として国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、子育て家庭への支援を行うことに伴い令和7年度宮代町一般会計予算に140万円を追加し、総額を136億6,849万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。